

# 匿名加工情報の利用に係る利用料等を定める件

〔平成30年2月26日  
達第20号〕

改正 令和 4年 3月25日達第20号

改正 令和 5年 3月16日達第18号

(総則)

第1条 匿名加工情報に係る事務処理要領(平成30年2月26日要領第2号)の第16条に定める利用料の額等については、この達の定めるところにより実施する。

(匿名加工情報の利用に係る利用料)

第2条 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)

第115条の規定により行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない利用料の額は、21,000円に次に掲げる額の合計額を加算した額とする。

- (1) 行政機関等匿名加工情報の作成に要する時間1時間までごとに3,950円
- (2) 行政機関等匿名加工情報の作成の委託を受けた者に対して支払う額(当該委託をする場合に限る。)

(作成された匿名加工情報の利用に係る利用料)

第3条 法第118条第2項において準用する法第115条の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第3項の規定により納付しなければならない利用料の額は、次の各号に掲げる行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- (1) 次号に掲げる者以外の者 法第115条の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結する者が法第119条第1項の規定により納付しなければならない利用料の額と同一の額
- (2) 法第115条(法第118条第2項において準用する場合を含む。)の規定により当該行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約を締結した者 12,600円

(利用料の納付方法)

第4条 匿名加工情報の利用に係る利用料の納付方法は、次のいずれかの方法によることとする。

- (1) 窓口(企画部情報公開広報課。以下同じ。)における現金納付
- (2) 窓口が指定する銀行口座への振込

(出納員の設置)

第5条 企画部情報公開広報課に出納員（会計機関の指定等に関する件（平成15年達第36号）第4条に規定するものをいう。以下同じ。）を置き、現金の取扱いの事務を担当することとする。

2 出納員は、企画部情報公開広報課に勤務する職員のうち、情報公開の事務を担当する職員をもって充てる。

附 則

この達は、平成30年2月26日から施行する。

附 則（令和4年3月25日達第20号）

この達は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月16日達第18号）

この達は、令和5年4月1日から施行する。